

○南会津町館岩農産物直売所条例

平成18年 3 月20日

条例第136号

(設置)

第1条 農業の振興と活性化に供するため、農産物直売所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 農産物直売所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南会津町館岩農産物直売所

位置 南会津町番屋4番地

(指定管理者による管理)

第3条 南会津町館岩農産物直売所（以下「農産物直売所」という。）の管理は、南会津町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年南会津町条例第53号）の規定により、法人その他の団体であつて町が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 農産物直売所の施設及び附属設備の維持及び修繕に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、農産物直売所の管理に関して町長が必要と認める業務

第5条 削除

(利用の許可)

第6条 農産物直売所の施設及び附属施設（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、前項の許可をする場合において、農産物直売所の管理上必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、農産物直売所の利用を許可しない。

- (1) その利用が施設等の設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) その他施設等の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 前条の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第9条 利用者は、農産物直売所を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は農産物直売所の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。
- (4) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(入館の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、農産物直売所への入館を拒否し、又は農産物直売所からの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者
 - (2) 感染症の疾患を有する者
 - (3) 泥酔している者
 - (4) その他指定管理者が管理上支障があると認める者
- (利用料金)

第12条 農産物直売所の利用料金は、無料とする。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第10条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、指定管理者において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第14条 利用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の舘岩村農産物直売所設置及び管理に関する条例（平成2年舘岩村条例第15号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和7年条例第23号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。